

新公立病院改革プランの概要(R元年度決算反映版)

団体コード	152269
施設コード	001

（3）再編・ネットワーク化	当該公立病院の状況	<input type="checkbox"/> 施設の新設・建替等を行う予定がある <input type="checkbox"/> 病床利用率が特に低水準（過去3年間連続して70%未満） <input type="checkbox"/> 地域医療構想等を踏まえ医療機能の見直しを検討する必要がある
	二次医療又は構想区域内の病院等配置の現況	魚沼圏域は、県の南東部に位置し、3市2町（魚沼市、南魚沼市、十日町市、湯沢町、津南町）で構成され、面積は2,649km ² と県内7圏域で最大である。また圏域全体が豪雪地帯であり、起伏の激しい魚沼丘陵により、「信濃川沿い」地域（十日町市、津南町）と「魚野川沿い」地域（魚沼市、南魚沼市、湯沢町）に分けられ、「魚野川沿い」地域には当院をはじめ以下の病院が配置されている。 小出病院（魚沼市：一般90床、療養44床、計134床）、ほんだ病院（魚沼市：精神100床）、魚沼基幹病院（南魚沼市：一般400、精神50、感染4、計454床）、斎藤記念病院（南魚沼市：一般42、療養56、計98床）、五日町病院（南魚沼市：精神184床）、湯沢保健医療センター（湯沢町：一般40、療養50、計90床）、南魚沼市民病院（南魚沼市：一般140床） なお、「信濃川沿い」地域には以下の病院が配置されている。 十日町病院（十日町市：一般275床）、松代病院（十日町市：一般50床）、津南病院（津南町：一般62床）
	当該病院に係る再編・ネットワーク化計画の概要 (注) 1詳細は別紙添付可 2具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時 期> 平成27年度に魚沼基幹病院を中心に「地域で一つの病院」を目指した魚沼圏域の病院再編が概ね形となり、圏域外への救急搬送件数が激減したところである。今後は更なる病・病連携、病・診連携の深化を図り、当院の担う機能分化に応じた役割を一層進めていく必要がある。また、限られた医療資源を有効に活用するため導入した「うおぬま・米ねっと」は、IT技術を活用して患者の診療情報を共有するものであり、病院、診療所、薬局、消防等で運用を図る中で、更なる加入促進および利活用について調整を進める必要がある。 同じ市立病院である市民病院とは、電子カルテを導入したことにより患者情報の共有が図られた。 当院の今後の方向性としては、①建物が築40年を経過し老朽化していることから、周辺医療機関の動向や高齢者人口の推移などを考慮し、経済性を踏まえながら、新築移転の方向性について検討する。②南魚沼市、南魚沼市民病院、ゆきぐに大和病院を主体とした協議体制とし、必要に応じて県や医師会に意見を求める。 ③結論を取りまとめる時期は、既存建物の大規模修繕が必要となる前とする。
（4）経営形態の見直し	経営形態の現況 (該当箇所に✓を記入)	<input type="checkbox"/> 公営企業法財務適用 <input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所に✓を記入、検討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 民間譲渡 <input type="checkbox"/> 診療所化 <input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1詳細は別紙添付可 2具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時 期> 平成22年4月から地方公営企業法一部適用から全部適用へと経営形態の変更を行ってなっており、回復期医療や在宅医療など、不採算ではあるものの今後も高い需要が見込まれることから、地域の高齢者を支える役割を担うため、現在の経営形態で病院経営を継続していく。
	(5)(都道府県以外記載)新改革プラン策定に関する都道府県からの助言や再編・ネットワーク化計画策定への都道府県の参画の状況	新改革プラン策定について助言を受けている
※点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	外部委員で構成する「病院事業運営委員会」で当改革プランの内容や取組状況を審議し、市議会社会厚生委員会へ報告する。
	点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	毎年度10月頃
	公表の方法	・当院Webサイトに公表する ・病院事業運営委員会、市議会社会厚生委員会にて報告する
	その他特記事項	